

【新旧対照表】「JALカード ツアープレミアム 会員規約」の改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後	備考
第2条（会員）	第2条（会員）	
3. JMB 日本地区会員かつツアープレミアム会員は、ツアープレミアム登録と同時に、日本航空が運営する JAL マイレージバンク旅プラス（以下「JMB 旅プラス」という。）に会員として登録されます。ツアープレミアム会員は、ツアープレミアム登録の際に本規約に定める JMB 旅プラスに関する規定に同意したものとみなします。	第2条3項削除	項番の削除
4. 本会員・家族会員にかかわらず、ツアープレミアムへの登録には会員ごとの登録が必要となります。	3. 本会員・家族会員にかかわらず、ツアープレミアムへの登録には会員ごとの登録が必要となります。	項番の変更
5. 前項の定めに従い、家族会員が登録を申し込む場合には、あらかじめ本会員の了承を得るものとします。本会員の了承を得ずに家族会員が登録を行ったことに起因して日本航空、（株）JAL カードが被った損害については家族会員が損害賠償の責を負うものとします。	4. 前項の定めに従い、家族会員が登録を申し込む場合には、あらかじめ本会員の了承を得るものとします。本会員の了承を得ずに家族会員が登録を行ったことに起因して日本航空、（株）JALカードが被った損害については家族会員が損害賠償の責を負うものとします。	項番の変更
第5条（退会と会員資格の取消）	第5条（退会と会員資格の取消）	条文の削除
（6）JMB 旅プラスを退会したり、会員資格の取り消し処分を受けた場合	第5条2項6号削除	号番の削除
第7条（JMB 旅プラス規定）	第7条 全文削除	条文の削除
第8条（JMB 旅プラス退会）	第8条 全文削除	条文の削除
第9条（個人情報の利用）	第7条（個人情報の利用）	条項番号の変更
JALグループ企業（JALおよびJALが直接または間接に出資する下記企業。以下同じ。）は、会員から提出された個人情報を、ツアープレミアムに係わるマイルの積算・特典の利用の管理、ツアープレミアム・JMB 旅プラス運営に関する諸手続、航空運送サービスの提供、ツアー・ホテルなど航空旅行に密接に関連のあるサービスの提供、提携先企業のものを含む販売促進資料・アンケートなどのご案内、商品開発およびこれらに付随する業務、国内・海外旅行に関する情報の提供のために共同利用いたします。	JALグループ企業（JALおよびJALが直接または間接に出資する下記企業。以下同じ。）は、会員から提出された個人情報を、ツアープレミアムに係わるマイルの積算・特典の利用の管理、 <u>ツアープレミアム運営</u> に関する諸手続、航空運送サービスの提供、ツアー・ホテルなど航空旅行に密接に関連のあるサービスの提供、提携先企業のものを含む販売促進資料・アンケートなどのご案内、商品開発およびこれらに付随する業務、国内・海外旅行に関する情報の提供のために共同利用いたします。	文言の削除

【新旧対照表】「JALカード ツアープレミアム 会員規約」の改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後	備考
第 10 条 （マイルの取消）	<u>第 8 条</u> （マイルの取消）	条項番号の変更
第 11 条 （マイルに関する疑義など）	<u>第 9 条</u> （マイルに関する疑義など）	条項番号の変更
第 12 条 （譲渡禁止）	<u>第 10 条</u> （譲渡禁止）	条項番号の変更
第 13 条 （ツアープレミアムの中止など）	<u>第 11 条</u> （ツアープレミアムの中止など）	条項番号の変更